

「定款変更認可申請」及び「定款変更届出」に係る補足資料

1. 認可申請と届出

社会福祉法人は、社会福祉法第 45 条の 36 及び社会福祉法第施行規則第 3 条及び第 4 条の規定により、定款変更を行う際には所轄庁に対して「認可申請」又は「届出」を行わなければなりません。「認可申請」と「届出」のどちらを行うかは以下を参考としてください。

また、文言の変更等の簡易なものを除き、変更内容によって手続きに必要な提出書類、法人に求められる要件等が異なる場合がありますので、**必ず事前に市までご相談ください。**

変更事項	必要な手続き	
	認可申請	届出
1 目的	○	
2 名称	○	
3 社会福祉事業の種類	○	
4 事務所の所在地		○
5 評議員及び評議員会に関する事項	○	
6 役員（理事及び監事）の定数その他役員に関する事項	○	
7 理事会に関する事項	○	
8 会計監査人を置く場合には、これに関する事項	○	
9 資産に関する事項（※基本財産の増加を伴う場合は届出）	○	○*
10 会計に関する事項	○	
11 公益事業を行う場合には、その種類	○	
12 収益事業を行う場合には、その種類	○	
13 解散に関する事項	○	
14 定款の変更に関する事項	○	
15 公告の方法		○

2. 提出書類

別紙「提出書類一覧（定款変更認可申請用）」「提出書類一覧（定款変更届用）」をご覧ください。

3. 手続時期

法人内での手続き終了後、速やかに手続きを行ってください。

認可申請に該当するものは、所轄庁の認可を受けなければ効力を生じないとされていること（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項）、また、届出に該当するものは、評議員会の決議により効力を得ますが、届出を怠った場合には過料が科せられる場合があること（社会福祉法第 165 条第 4 号）にご注意ください。

なお、法人登記事項に係る変更の場合については、変更から 2 週間以内に登記手続きを行ってください。